

令和 3 年

寒川町教育委員会会議録

9 月 定 例 会

日 時：令和3年9月22日（水）
午後1時30分 ～ 午後3時58分

場 所：東分庁舎第3会議室

出席者

<教育委員会委員>

1 番	大 澤 文 雄
2 番	大 川 勝 徳
3 番	小 川 雅 子
4 番	大 関 博 之
5 番	布 谷 あけみ

<事務局職員>

教育次長	内 田 武 秀
教育政策課長	高 橋 陽 一
学校教育課長	小 島 康 義
教育政策課専任主幹	黄 木 悟
(兼) 学校教育課専任主幹	
教育施設給食課長	水 越 豊
町民センター館長	別 府 拓 自
総合図書館長	岩 渕 麻 子
書記	尾 畑 浩 司

寒川町教育委員会定例会（9月）議事日程

1. 開 会
2. 前回会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名
小川委員 布谷委員
4. 教育長報告
5. 社会教育施設報告
①公民館報告（資料1）
②総合図書館報告（資料2）
6. 委員報告
7. 議 事
報告第 3号 専決処分の報告について
請願第 1号 図書館の運営について
議案第15号 第2次寒川町教育振興基本計画について
8. 協 議
①学校給食費の公会計化について（資料3）
9. その他
①寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケートについて（報告）（資料4）
10. 閉 会

1. 開 会

(大澤教育長)

時間になりましたので、始めたいと思います。

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席者は5名です。定足数に達しておりますので、これより寒川町教育委員会9月定例会を開会いたします。

2. 前回会議録の承認

(大澤教育長)

前回定例会の会議録は、先ほど署名委員の署名がありましたので、承認されました。

3. 会議録署名委員の指名

(大澤教育長)

また、本日の会議録署名委員は、小川委員と布谷委員にお願いいたします。

<「はい」の声>

4. 教育長報告

(大澤教育長)

それでは、次に、私から教育長報告をいたします。今日は、8点について報告をさせていただきます。

1点目は緊急事態宣言延長への対応について、2点目は修学旅行について、3点目は体育祭・体育大会について、一旦ここで区切ります。4点目からはいつもの学力向上、5点目がいじめ・道徳・規範意識について、6点目が外国語教育、7点目がICT教育、8点目が支援教育ということで報告をいたします。

それでは、まず1点目ですけれども、緊急事態宣言延長への対応についてということで、このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間が、令和3年8月2日から8月31日までの30日間と延長されるとともに、緊急事態措置区域として神奈川県が追加されて以降、その実施期間が9月12日、さらに9月30日まで再延長される事態となっています。これを受けた教育委員会の対応についてご報告をしていきます。

まず、町立の小中学校の対応についてでございますが、小学校は9月1日から、中学校は8月30日から2学期が始まりました。小学校は給食を実施しながらの午前日課、中学校は弁当・部活なしの午前日課という短縮日課としてい

ます。9月13日以降、緊急事態宣言が延長された後も、引き続き短縮日課を続けています。これまで以上に感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続し、児童生徒の学びを保障してまいりたいと思います。

次に、各施設の対応についてでございますが、まず、町民センター、公民館各館でございますが、感染防止対策を徹底しながら、7月22日より、開館時間を午後8時までに短縮して開館しておりますが、引き続き短縮して開館します。また、9月30日までの間に予定していた主催講座及び施設開放事業等は中止とします。

総合図書館ですけれども、感染防止対策を徹底しながら開館していますが、9月30日までの間に予定していた主催講座及びおはなし会等は中止とします。また、8月6日から行っている図書館1階及び2階閲覧席の撤去、3階学習室の予約制については継続しています。

文化財センターですけれども、これまでの対応に変更はなく、今後も同じ対応を継続します。閲覧は事前予約制で、平日の午前9時から午後4時まで、原則、個人または家族単位のみということです。

学校の体育施設等でございますが、9月30日までは全ての施設を施設開放を休止します。

次に、修学旅行についてでございますが、9月13日以降も緊急事態宣言が延長されたため、9月下旬に予定していた小学校3校は修学旅行を中止しました。また、現在も感染が収束してきたとは言えない状況であるため、10月上旬に予定していた中学校1校も修学旅行を中止しました。これで、先月報告した小学校2校、中学校2校と合わせて、町内の小中学校全校が修学旅行を中止したことになります。これで、2年続きで町内の小中学校が修学旅行を実施できないこととなってしまいました。今後は、どの学校も代替行事を計画していく予定ですので、何とか実施できるように強く願いたいと思います。

3点目、体育祭・体育大会について、9月18日土曜日に予定されていた中学校の体育祭・体育大会ですが、前日から台風による雨が強く降っていたため、2校が次の日の日曜日に、1校が祝日の月曜日に順延しました。当日は台風一過の好天の下、暑過ぎるくらいの気温の中で実施されました。

今年度は、新型コロナウイルスの感染対策の一環として、密になったり、大声を出したりするような種目を行わないようにし、保護者の参観も3年生の保護者に限定するようにしました。また、短縮日課という中で、十分に練習ができない状況もありました。そうした様々な制約の中での実施となりましたが、生徒は熱い気持ちを競技や演技にぶつけ、大いに盛り上がっていました。コロナ禍により次々と行事が中止となる中、感染が広がることなく、体育祭・体育大会が実施できてうれしく思っております。

以上、この3点について、何か質問がある方はお願いします。

大川委員。

(大川委員)

本当に、新聞なんかを見るとやはり人との関わり合いが非常に心配されるというような状況が今生まれているんじゃないかなと思っています。そういう意味で、短縮日課でこのような子ども同士、あるいは人としての関わりをちゃんと取って、しかも感染予防をちゃんと徹底しながら、家庭の負担も下げていくというようなところでは、非常によい予定だったのではないかなと思っています。

以上です。

(大澤教育長)

特に学校の対応については、どうするかということで、8月の末にいろいろ考えました。近隣の様子も参考にしたんですけども、寒川の場合、まずもって子どもたちの命、健康、安全を第一に考え、緊急事態宣言期間中は午前日課にしました。

ただ、小学校は家庭の負担等もありますので給食は実施。中学校については当面午前日課ということで、お弁当はなし、部活についてもこの期間は自粛するというので方針を出しました。ただ、中学校については24日までということで考えております。24日以降については、お弁当を持参で。部活については、地区校長会で検討しているようです。

保護者も不安を感じたり、心配されている方もいます。コロナの感染状況により、登校を自粛させるという保護者も全くないわけではないです。

他に質問、あるいは意見等がありますか。

布谷委員。

(布谷委員)

これだけ短縮された日課が続くとなると、保護者は学びの保障について何かいろいろ意見を言ってきているのではないのでしょうかというのを伺いたいです。

(大澤教育長)

放課後、特に午後いろいろなところへ出歩いて遊んでいるのではないかと、学校のグラウンドへ来て遊んでいるのではないかと、中央公園に来て遊んでいるのではないかという意見もあります。それについては、校長会を通じて、午後の過ごし方についてしっかり指導するようにしています。午後の授業についてカットということについては、不安はあると思いますし、恐らく学校にもそういう声が届いていると思います。

議会の決算特別委員会でも、せっかくタブレット端末をそろえたんだから、家庭に持ち帰っての活用も考えてみてはどうかというような意見も出ております。

小島課長より補足させます。

小島課長。

(学校教育課長)

今ご質問がありましたように、教育委員会のほうに直接お電話で授業時間数が減っていることに関して心配の声を上げていらっしゃる方はそう多くはいませんでした。学校はもしかしたら直接聞いているところがあるかもしれません。

ただ、教育委員会のほうに届いた質問としては、今教育長がおっしゃられたように、タブレット端末の活用というお話がありました。かねてから教育長もおっしゃっているように、臨時休業等のときには持ち帰れるようにということで、今回9月10日から9月13日までの週末を挟んだ金曜日から月曜日に1回家庭にタブレット端末を持ち帰ることをしてみました。教室でふだんやっているタブレット端末へのログインであるとか、学習教材であるeライブラリへのログインをしてもらいました。もし可能であれば、授業支援ツールであるロイノートにログインしてみるというところで、子どもたちがふだん活用している状況を家庭にも持ち帰って把握していただきました。あとは、Wi-Fi環境で接続できるかどうかという確認もやらせていただきました。それらを踏まえて、コロナの不安で登校できないお子さんとか、不登校の児童生徒に向けたタブレット端末の活用を前向きに考えていながら、今ご質問にあった学びの保障にアプローチしていきたいと思っています。

以上です。

(大澤教育長)

よろしいですか。

(布谷委員)

付け加えて、今後の予定というか、広げていくに当たっての何か計画みたいなものはありますか。

(大澤教育長)

小島課長。

(学校教育課長)

学校によってはかなり活用が進んでいるところがありまして、なかなか登校できない児童生徒に向けて貸し出したいという声も上がってきていますので、なるべく早くそうした学校には可能な範囲で持ち帰っていいという声をかけようと思っております。いきなりどうぞではなくて、ICTの担当者会等を通じて、ただ、あまり遅くならず、今月の終わりとか来月早々ぐらいから、学校で可能な範囲というふうにはなります、だから、学校によって同じ足並みではないかもしれませんが、そうした取組をしていこうと、今担当のほうは進めております。

(大澤教育長)

布谷委員。

(布谷委員)

すごく学校は大変だと思うんですが、今こういう状況で、このぐらいこういうことに関して進んでいるというのを、保護者に学校を通じてきちんと説明してあげること必要だと思います。早くやりたいやりたいと言うだけで、いつ頃というか、大体のことでいいです。私の住んでいる隣の家でも学校が何をしているのか見えてこないと言われていたので、駄目なら駄目でいいと思いますし、大体は保護者のほうに伝えると安心すると思います。

(大澤教育長)

今後の進捗状況について学校だよりとかで知らせていく必要があると思います。

(布谷委員)

学校のほうへぜひ言っていたきたい。

(大澤教育長)

恐らくこれから暮れにかけて、第6波の感染急拡大がまた来る可能性があります。予測によるとすごい人数です。休業にはならなくても、また午前日課とかになる可能性もあります。そういったときに活用できるようなことも考えていかないといけないと思っております。

ただ、タブレット端末は、低学年は保護者がついていないと無理だと思います。これは、皆さんも分かると思います。3～4年生あたりからは自分で操作等が可能になってくるのかなと思ってます。ただ、午前日課の場合は、家庭で午後1時間ぐらいの内容で少しずつならしていくとか、そういうようなことも必要ではないかと考えております。

今後、他地区の取り組みも参考にしながら、できるところからできるだけ早く取り組んでいくということが大事ではないかなと思っております。

よろしいでしょうか。

(布谷委員)

ありがとうございます。

(大澤教育長)

ほかによろしいですか。

大関委員。

(大関委員)

同じようなことなんですけれども、1つは、保護者のほうから何人かに言われたのが、小学校午前中日課で帰ってしまうと、先ほど言ったように、外へ遊びに行ってるんじゃないか、それならば授業をやったほうがよっぽど安心じゃないかというふうな意見を数人からいただきました。それは一応報告しておくなくてはということで報告をさせていただきます。やはり、小学校で午前中にやって、午後帰ってきて、その後ずっと遊びに行っている子がかなりいるということで、黙って勉強していたほうがよっぽど安全じゃないかというのが意見だそうです。

それとタブレットの件は、うちの息子もタブレットの機械を持って帰ってきてまして、試しにやっているんですけれども、1人だけであれば家庭のWi-Fiは結構スムーズに進むんですけれども、兄弟がいて同時にやっているとなると全く使えないという状況になりまして、そういうところも踏まえていかないといけません。

というのは、うちの上の子が今高校生で、もう90%オンライン授業なんです。この間、オンライン授業を自分もまた後ろから見学させてもらって、1時間ほど受けさせていただいたんですけれども、かなり進んでいまして、授業がしっかり分かるような状態。それで、生徒と先生の質問事項というのもちろんとキャッチボールができるような状態で、本当に比較的授業に近い、また、あまり周りを気にしなくて集中できるので、そのほうが良いという話も聞くというぐらいの内容になってきていると思います。

ただ、Wi-Fiに関してつながらない場合というのがかなりあるみたいで、この間それを思ったのが、うちの高校生の子が授業をやっているときに下の子が学校から持ってきたWi-Fiをつなげたんです。そうすると、一気にこっちが映らなくなってくるんです。そういう事態があるので、多分やる時には相当考えてやっていかないといけない、止まってしまっているとタブレットでやっている場合は、授業を全く聞けない状態になってしまうので、そこでどんどん進んでいくということで、分からなくなる人は本当に分からなくなっちゃうのかなというふうな気がしますので、そういうところを踏まえつつやっていかなきゃいけないということです。

もう1点、体育祭に保護者として行ってまいりました。中学校ですけれども、とても雰囲気がよくて、制限がかかっている中でも生徒は一生懸命やっていました。あと、生徒の考えたことで、コロナ禍だからこそ考えついたことが一番よかったなと思うのは、マスクです。色分けで青のマスクと赤のマスクと黄色のマスクをして、それで要するに色分けをPRするところがあって、よく考えたと思いながらやっていました。

それと本当に声を出したいんだけど出せないから、風船みたいなのを叩いたりだとか、できるだけそういうところをやっていました。そして、本来であればこういうことをしたいのにと思いながらも、与えられた部分を一生懸命やって、それで生徒も最終的には本当に開催できたことに感謝するというふうな言

葉を多々皆さん使っていましたので、とてもしっかりとして、また、将来につながってくる体育祭だったのかなというふうな感じで見ておりました。

以上です。

(大澤教育長)

他によろしいですか。

体育祭等については、緊急事態宣言中ということで、普通に考えれば延期ないし中止になるんですけども、町内の状況を見ると、学校内での感染がほとんど見られないということもあって今回実施しました。ただ、保護者の参観については、全ての学年の保護者を入れるというのは大分無理があるため、3年生の保護者だけということをお願いしました。

ほかによろしいですか。

それでは、4点目から行きます。学力向上についてでございますが、5月に行われた全国学力・学習状況調査の結果を受けて、早速分析を始めている学校があります。今後の教育活動に生かすべく進めているところです。

一之宮小学校では、全国学力・学習状況調査の結果を受けて、日常の授業に辞書引きを積極的に取り入れようと考えています。小学校では、緊急事態宣言中の短縮日課において、国語科、算数科を中心にしながら、学習内容を精選して授業を行っています。

5点目、いじめ・道徳・規範意識について、大きないじめ案件の報告はありませんが、各校とも子どもたちのトラブルについては、担任をはじめ全体で共有しつつ、児童生徒の様子を注意深く見守り、早期に対応するようにしています。また、道徳の時間に限らず、常に児童生徒指導を行っています。中学校では、1年生の対人関係、対人トラブルが見られることがあります。担任任せにせず、生活指導部やケース会議で丁寧に対応しています。

6点目、外国語教育でございますが、小学校では、FLTが子どもたちと自然に会話をしており、授業を工夫したり、職員室でも他の職員と変わらず何でも仕事をしたりしています。中学校では、FLTが通常の英語の授業以外にも、下校指導や体育大会の練習、7組の授業などに積極的に取り組んでいる姿が見られています。FLTにタブレット端末の予備機を与え、教材作成などに活用している学校もあります。

7点目、ICT教育。複数の学校で夏休み中に、ICT支援員がロイロノートやeライブラリの使い方、リモート授業の仕方等の講習会を開いた学校がありました。校内で教職員の誰かがタブレット端末を使った新しい取組をしたら、それを他の職員にも伝えてチャレンジしてみようという体制が少しずつできています。

最後8点目、支援教育でございますが、通常学級在籍の要支援児童生徒も多いので、日々、教員も目配りしていますが、支援が追いついていない面も見られています。中学校では、次年度に向けて、小学校たけのこ級から進級してくる児童の学校見学や校長面接等が本格化してきています。教育委員会の就学相

談とも情報を共有しながら、遺漏なく進めていこうと思っております。
以上です。何か質問、意見等ある方、よろしいですか。どうぞ。

(小川委員)

F L Tの先生方がいろんなお仕事を手伝ってくださっていると、学校の中に大分なじんでいただいているようなんですけれども、例えば、先生方の母国の学校のいいところとか、そういうところが何かこちらの学校に伝わることがあれば理想と思うんですけれども、そういったもし例がありましたらお伺いしたいと思います。

(大澤教育長)

それでは、担当の黄木専任主幹より答えさせます。
黄木専任主幹。

(教育政策課兼学校教育課専任主幹)

先ほどおっしゃられたとおり、語学だけでなく、やはり文化の伝承者というところで、異文化理解につなげる役目というところは、F L Tにあるところだと思っております。

その1つの例としましては、寒川小学校のほうで、ルーマニア出身のF L Tさんですけれども、こちらのお国のメニュー、ルーマニア料理の献立が給食でも出て、それについて説明をして、実際に食べてというようなことも行われているというようなことを伺っております。さまざま授業のほうでも各出身の国については、いろいろ伝えるようにというところでは、やっているところだと思っております。

以上です。

(大澤教育長)

よろしいですか。

(小川委員)

ありがとうございます。語学以外にもそういったお料理なんかは本当に共通ですので、なかなか日本は島国で隣のお国が遠いんですけれども、これからのそういった活動に期待していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

(大澤教育長)

F L Tの活躍の様子については、今後、町のホームページ等、専任主幹のほうで考えていると思います。

ほかにはいかがでしょうか。

(小川委員)

今日午前中、民生委員の定例会があったんですけども、そこで民生委員全員に配られた、LINEで悩みがちながるという、これが配られたんですけども、私たちがもらうより、これは子どもとか子どもの保護者が持っていたほうがいいよねと民生委員同士で話をしていたんです。こういうのは学校では、これは、悩んでいる保護者の方へで、ここのQRを写すとLINEで相談ができますということなんです。コロナ禍で子どもが辛い思いをするという、イコール、親御さんもコロナ禍でストレスがたまっていたりとか、経済的な困窮とか、そういうことが多分に子どもさんのほうに影響すると思いますので、親御さんのほうの、保護者の側の心の安定というか、安心感というのが非常に家庭の中で大事だと思いますので、もし、民生にしか配られないのであれば、できればこういうのをお渡ししますので、後で学校でも配れたらいいのかなと思います。直接教育委員会に相談するようなことでなくても、いろんな悩みを相談できるのかなと思ったのでちょっとお伺いしてみたいなと思いましたが、配ってはいないということ。

(大澤教育長)

内田教育次長。

(教育次長)

それを学校で配れるのかということもありますし、子ども向けには、たしか今相談ができるようなところにつながるようなLINEの友だち登録というのがありますので、それは子ども向けなんですけれども、その大人向けという形もできるのか、小島課長のほうで、その団体もいきなり配っちゃってもいいのかということもあるかもしれませんので、担当課と調整させてもらってできることを進めていければと思います。

(大澤教育長)

今後、調整を図ってください。

黄木専任主幹。

(教育政策課兼学校教育課専任主幹)

毎年度、県のほうから実は同じサイズのカードで、LINE相談というところで、子どもたちに配付しておるところで、それは子どもたちだけではなくて、保護者も相談できるような形というところで配られているものです。ですので、同じ団体か分かりませんが、そういったものがあるというところで、一応配付はさせていただいているところです。これと同じかは今は定かじゃないですが。

以上です。

(小川委員)

分かりました。ありがとうございます。

(大澤教育長)

今後調整してください。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

学力向上のところ、一之宮小学校が授業に辞書引きとあるんですけれども、目的は。

小島課長。

(学校教育課長)

一之宮小学校のところの辞書引きに関しましては、やはり、子どもたちの語彙を増やす、そして、言葉を豊かにしていく、そのことが今年度の全国学力で必要だということが見えてきた部分もあると思います。弱点とまでは言っていないのか分からないですけども、その部分を強化していく必要があろうというふうに捉えているということです。

(大澤教育長)

辞書は4年生ぐらいから頻繁に使いますよね。

(学校教育課長)

そうですね。

(大澤教育長)

4年生以外でも。

(学校教育課長)

そのところは、確認しておりません。

(大澤教育長)

取組としてはなかなかいい取組でございます。

(学校教育課長)

やはり、きちんとした分析の中で、何をしていく必要があるのかといったことをそれぞれの学校で見極めていくということは大変重要だと思っておりますので、こうした取組が増えてほしいと思います。

(布谷委員)

そのことに関していいですか。

(大澤教育長)

布谷委員。

(布谷委員)

辞書を引くというその行為そのもので何かを目的にしているのかなと思っただんです。実は、言葉を調べるのであれば、グーグルとか、そういうのでできるわけで、それをあえてまた本に戻していく何かがあると思います。その辺を伺いたいです。何かを狙う、今そろばんだとか、そういうのも何か別のものも狙っているみたいなどころもありますので、その意図があればお願いします。

(大澤教育長)

次期の教科書採択に向けて、デジタル教科書にすべきという意見もあったと聞いています。しかし、紙ベースの教科書も必要ではないかということで、両方使えるように検討しているのだと思います。そうでないと、本当に文字を書けない、漢字を全く書けないという子どもがどんどん出てくる可能性もあります。

貴重な意見ですので、お伺いしておきたいと思います。

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にほかに質問等ないようですので、これで私の報告を終わります。

5. 社会教育施設報告

(大澤教育長)

それでは、次に、社会教育施設の公民館、総合図書館からの報告をお願いします。

それでは、別府町民センター館長。

(町民センター館長)

それでは、公民館からご報告をさせていただきます。

先ほど、教育長の報告にもありましたけれども、コロナの緊急事態宣言により8月、それから9月も延長されましたので、9月いっぱいの実業、講座が中止、延期となっております。まず、8月の中止になったもののご報告になりますが、資料1に沿ってご報告いたします。

センターでございますけれども、4つの実業、これは夏休みの青少年対象の実業が全てですが、イングリッシュ・キャンプは5・6年生対象のクラスでございます。

それから、紙芝居は7月に1回やりまして、そこで8月の実施ができないということで、1回でまとめて実施しました。7日の2回目の発表の分ができな

かった形になります。7月の分で発表までまとめて実施をしております。

それから、子どもの絵画教室、子どもの書道教室が、センターではこの4つの事業が、全て夏休みの事業ですので延期ということができずに全て中止、昨年に続きですけれども、夏休みの事業が中止となっております。

北部でございますが、やはり青少年対象の3事業です。モザイクアート教室、夏休みのおはなし図書館、それから子どもの卓球の3つが中止になりまして、開放事業も3つ、集会室の開放、敬老室の開放、親子サロン、ここまでが中止となっております。

成人対象のマージャンの入門講座とパステルアートについては、マージャンについては、3日間の講座ですけれども、11月に3日間延期して実施をします。それから、パステルアートに関しては延期日が未定となっておりますが、こちら11月13日土曜日に延期して実施することが決まりました。

その中で唯一、学習コーナーだけは利用可ということで、北部と南部で利用していただきました。北部は6名のご利用が学習コーナーはございました。

続いて南部でございますが、こちらのイングリッシュ・キャンプは、英検3級以上を対象としたクラスでございます。こちらは3日間の講座だったんですけれども、英検3級以上のクラスが中止になっております。それから、子どもの絵画教室、それから、北部と同じく集会室、敬老室、親子の3つの開放事業が中止となっております。

それから、非常に人気のある体力測定の夏休み子ども運動教室、これだけに関しましては、冬休みの12月27日に延期をして実施をしようと思っております。

親子の幼児のリトミックですけれども、こちらは11月10日と17日に延期です。

平和関連の事業で、地域で取り組もうと思っていたのですが、「自治会文書が語る戦時下の暮らし」ですが、こちらは延期日が未定でまだ調整がついておりません。

それから、北部同様の学習コーナーですが、南部のほうは利用の人数が多く、19人の利用がございました。

続いての資料なんですけれども、9月の当初12日まで休館で、緊急事態宣言だったものが、13日から30日まで延期になりましたので、9月急遽中止・延期になった事業を1枚のこのチラシをA3に倍に拡大しまして、町内の掲示板に今掲示をしております。同じものを今日資料として提出させていただきました。9月の3館の中止・延期のお知らせという内容でございます。

ジュニア絵画展なんですけれども、こちらは、表彰式は取り止めとしたんですが、絵画展自体は昨年もできておりませんので、今年は絵画展は実施することにいたしました。美術協会さんに9月11日に審査をしていただいて、今年は町内の全小中学校から1,600点以上の作品が寄せられましたけれども、その中で入賞作品を決めまして、町民センターのほうは13日から19日ですので、先日町民センターでの展示は終わりましたけれども、明日から北部のほ

うで入賞作品の展示を行います。最後は南部ということです。入賞者にははがきで通知をしましたので、センターのほうの13日から19日の間の会期に、保護者の方と一緒に見に来られた方も数名見受けられました。表彰式自体は中止としております。

それ以外で延期になった事業でございますが、センターでは、映画ですね、名画座、それから、「健康長寿で悔いのない人生を！」という講演会、それから体操教室の3つを延期とさせていただきます。

それから、北部では、子どもの卓球教室と、②の緊急時応急手当講習は消防署の職員の方に講師をお願いしていましたが、この2つに関して延期ではなく中止とさせていただきますことにしました。

延期とさせていただきますのが、「シニアクラス～ニュースポーツを楽しもう」という講座と大人のパステルアート教室、それから健康体操とわおどり、この3つを延期させていただきます。

それから、南部の4つは全て延期でございます。税金と社会保険の理解を促す講座、おはなし広場小学生、子どもディンプルアート体験教室、それから大人の樹脂粘土教室を延期とさせていただきますことにいたしました。

最後に、10月の予定をご報告させていただきます。

町民センターは、10月の予定は1事業でございます。新規事業で、赤ちゃん和妈妈の防災講座を予定しております。町内在住の乳幼児の親子15組、一般の参加者の方も受けようと思っております。赤ちゃん和妈妈の防災講座という法人の代表の上沢聡子さんに東京からお越しいただいて、災害時におけるすぐに取り組める防災の知恵という内容で実施いたします。

それから、北部公民館では、フラワーアレンジメント教室、それから、大人のパソコン超初心者教室は4回連続講座で、去年参加者が多かったので、午前の部と午後の部でそれぞれ5人ずつで4日間なので、回としては8回あるということになるんですが、午前と午後で2回回して実施をしようと思っております。それから、大人のマジック教室、陶芸教室、こちら2つは実費を頂いて行う予定でございます。

最後、子ども対象のハロウィンの行事。ハロウィンにちなんでハロウィングッズを作ったり、読み聞かせ、ゲームなどの内容で、10時から12時で、1時間交代で2回で実施をする予定でございます。それぞれ10人程度の参加になろうかと思っております。

裏に行きまして、子どものマイコン・プログラム教室も予定しております。

南部公民館でございますが、親子でクラフト教室を下に記載しましたおはなし広場の幼児と2つ併せて、クラフトの後におはなし広場という流れで実施をします。

それから、寒川の遺跡散策、こちらは課外学習になりますので、雨天の場合は、同じ月の26日に予備日を取ってございます。教育委員会の小林さんに講師をお願いして、町内の遺跡を巡ろうと思っております。

最後でございますが、新規事業で「地球と私たちの起源を探る旅」というこ

とで、平塚の博物館の学芸員の塚田さんに講師をお願いして、流れ星や火球、それから小惑星探査機「はやぶさ2」号といった内容で実施をする予定でございます。

公民館からは以上でございます。

(大澤教育長)

ありがとうございました。

ただいまの報告で何か質問等ございませんか。

布谷委員。

(布谷委員)

講座ごとで、材料費を頂くのと、いわゆる材料がかかるだろうと思うのですが、特にないというのはどうなっていますか。

(町民センター館長)

例えば、子どものクラフトなんかも、全く材料費がかかってないかといえども、数百円はかかっているんですけども、僅かなところは取らずに、こちらでどうにかかなりそうなものは、かかっているんですが取らずにやっているものもございませぬ。

ですから、ある程度超えたところは受益者負担といひませぬか、そちらは実費相当のものを頂こうということで、そういった使い分けでやらせていただひひませぬ。

(大澤教育長)

よろしいですか。

(布谷委員)

はい。

(大澤教育長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に発言等ないようですので、次に総合図書館からお願いひひませぬ。岩淵総合図書館長。

(総合図書館長)

では、寒川総合図書館のご報告をいたひひませぬ。

まず、図書館の利用状況なんですけれども、来館者なんですけれども、合計で2万3,546人の来館がござひひませぬ。こちらは、2020年度と比べますと102%の回復となっております。ただ、2019年度と比べますと64%ということとなっております。

貸出点数なんですけれども、こちらは合計で3万3,009点の貸出し、こちらと2020年度と比べますと121%の回復なんですけれども、2019年度と比べると97%となっております。8月2日に緊急事態宣言が発令されましたので、来館というよりは滞在の時間を少なくしていただくという対応をさせていただいたため、来館者数のほうは少なくなってしまうかなと思います。ただ、貸出数のほうは夏休みということもあり、2019年とそんなに変わらないと感じております。また、7月に比べて、新規登録の方も、前年比7月に比べて188人多くなっておりますので、短い時間でも図書館に来ていただいているということが伺えます。

では、統計のほうは以上となります。

次のページにまいります。8月の実績ですけれども、展示に関しましては、8月から始まったものをお伝えいたします。8月から始まっていたものに関しては、今こそ災害に備えようというものを行いました。こちらは、防災週間がございましたので、そちらの週間に併せて防災意識を高める展示を行いました。防災図書館提供の防災いろはかるたというものを無料でダウンロードさせていただくことができたので、そちらをダウンロードしたり、消防署から頂いたパンフレットなども掲示いたしました。

それから、絵本小規模企画展示、8月28日から行ったものが、乗り物の本という、こちらは子ども、男の子が特に好きな乗り物の絵本を展示していました。

その他の展示の中で企画展示室前の通路で行ったものが、平和パネル展示というもので、こちらは第五福竜丸の被災と水爆実験の被害を伝える展示となりまして、町民窓口課様よりパネルをお借りして、短い間でしたけれども展示いたしました。

その他のところ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」というもの、こちら、自殺予防関連の書籍とパンフレットを配付していました。自殺予防、学校が始まる前にこういったものを置くことによって、防止につながればと思ひ、町民窓口課様と共催で行いました。

それから、その他の一番下のところの高橋三千綱さん追悼展示。こちらは、8月17日に亡くなった高橋三千綱さんの追悼展示を行いました。書庫に入っている資料がたくさんありましたので、この機会に気軽に手に取れるようコーナーをつくって展示したところ、かなり出したものの半分は常に動いている状態で借りられていたことが伺えました。

続きまして、おはなし会なんですけれども、緊急事態宣言のため、こちらに書いてございますおひざにだっこ・土曜日おはなし会、夏のスペシャルおはなし会は中止となりました。

では、次のページへ行きます。(3) その他、アニバーサリー year の企画なんですけれども、4月から続けているもののほかに、えほん福袋というものを7月28日から8月1日まで行いました。こちらは、福音館書店の「月刊絵本」という雑誌になるんですけれども、「こどものとも」など年齢別に3セ

ットの福袋にして貸し出ししたところ、51袋、153冊の貸出しにつながりました。

その下、図書館みくじも7月21日から8月いっぱい行いまして、大人用、子ども用、それぞれ毎日40枚を用意しまして、大人用は1,370枚、子ども用は1,580枚、合計2,950枚の参加がございました。子どもはもちろんとても喜んでくださいましたが、大人の方も面白い企画だねということで、スタッフに直接声をかけてくださった場面もございました。

続きまして、夏の読書推進事業ですけれども、わくわく読書マラソンおすすめカードは、去年はできなかつたんですけれども、継続して行っている事業です。わくわく読書マラソンは、町内の小学生308名の参加がございました。そのほか、幼稚園生とか保育園生、茅ヶ崎やほかの自治体の子どもたち13名が参加してくださいました。おすすめカード、この本お勧めだよというものは、こちらも期間内に89枚集まり、企画展示室に期間中展示しておりました。

その下のさむかわジュニア司書養成講座なんですけれども、8月4日と6日に企画しておりましたが、緊急事態宣言により行いませんでした。そのため、第3回は10月9日土曜日、第4回と認定式は10月31日に行う予定となっております。

その下、図書館、文書館探検ツアーも中止としましたけれども、冬以降にもう一度行うことを予定しております。

夏休み宿題おたすけ調べ隊に関しましては、夏休みの宿題に関することですので、中止とさせていただきます。

その下、十進王国クイズラリーですけれども、8月の問題として、4類のものですね、「恐竜について調べる本はどのキャラクターの本だかな？」ということで、54名が参加してくださいました。

続きまして、図書館俳句ポストは、8月のお題「天の川」に関しまして33句が集まりました。また、6月の「蝸牛」に関しましては1名、入選1句、「現代俳句」夏号に掲載されております。

その他ですけれども、その他のものは、掲示ページとなりまして、以下の2つを8月31日まで行っております。

では、次のページになります。図書館の資料管理として、督促業務は通常どおり行っております。分室の展示も、それぞれ7月1日から行っているものを8月29日まで行いました。

では、9月の事業の予定にまいります。9月から始める展示ですけれども、YA展示「School days」というものが9月10日から始まっております。学校生活という身近なテーマに注目し、学校が舞台の小説や各教科を紹介する資料を展示しております。

絵本小規模企画展示「大好きおじいちゃんおばあちゃん」というものを敬老の日に合わせて、おじいちゃん、おばあちゃんが登場する絵本を集めて展示を行っております。

また、その次の「おつきさま・おほしさま」というものを9月25日から行

っていく予定となっております。

複合展示「なつかしのシネマ」というものを9月9日から行っているんですけども、洋画を中心にDVDや写真集などを展示しております。9月16日の映画会に関連づけて行う予定だったんですけども、映画が中止となってしまいました。このまま継続して28日まで行っていきたくて考えています。

その他の展示の中で、雑誌閲覧テーブル展示、文書館・図書館共同展示として「相模線100周年 電車フェス」というものを行っております。こちらは、相模線開通100周年を記念し、相模線沿線の資料や首都圏の電車の資料の展示を行っており、文書館提供の相模線の昔の写真も併せて展示を行っております。文書館もこちらに併せてパネル展示を4階で行う予定でしたけれども、急遽パネル展示ではなくウェブ展示を行っております。

展示に関しましては以上です。

次のページにまいります。おはなし会ですけれども、やはり、緊急事態宣言の影響で、おひぎにだっこと土曜日おはなし会は中止となっております。

その他、アニバーサリーyearですけれども、こちらも継続して行っております。15周年記念バージョン読書通帳の配付なんですけれども、こちらは、子ども用が8月の段階で配付が終了しましたので、今は大人のもののみを配付しております。

「ライブラリー・シネマ SAMUKAWA 映画会」を9月16日に予定していたんですけども、延期としまして、冬の映画会で同じものを上映する予定となっております。

その他、本と雑誌のリサイクルフェアなんですけれども、不要になった本と保存年限が過ぎた雑誌を利用者に提供しております。冊数の制限はなしです。企画展示室という部屋で行っているんですけども、密にならないように部屋に入る人数を10名程度になるよう、時々スタッフが中を確認したりして調整をしています。

分室の展示は9月1日から時代小説について、女性作家、男性作家、それぞれ行っております。

図書館からは以上となります。

(大澤教育長)

ありがとうございました。何か質問とか感想、意見等ある方いませんか。
大川委員。

(大川委員)

まず、感想ですが、1階へ行くと私の目に映ったのは、懐かしのシネマのジェームズ・ディーンとか、オードリー・ヘップバーンだとか、グレゴリー・ペックだとか、ああいう写真なんです。どうしても、ぱっと行くと、やはり手に取ってみたいくなる、写真集にしる、DVDにしる。とても視覚に訴えていいなと思いました。大きさがちょうどいいのかなと思いました。それが感想で

あります。

(総合図書館長)

ありがとうございます。

(大川委員)

質問なんですけれども、昨年、これは一番最初のページになりますけれども、コロナ禍の前と比べて入館者が昨年は六、七割ぐらいになっているかなと思うんです。今年のコロナ禍のときには、特に入館者が減ってしまった年代層とか、そういう特徴的なことはあるんでしょうか。それともそんなに変わらないですか。

(総合図書館長)

2019年度に比べてですか。

(大川委員)

そうですね。2019年に比べて2021年。

(総合図書館長)

そうですね。お子さんがお友だち同士で来るというのは、やっぱり夏休み、以前よりは少なくなったかなと思います。お子さんが来るときには親御さんと来て、すぐに本を借りて帰られるとかでございます。

あとは、閲覧席を撤去しましたので、長い時間いる、図書館に来ていただいた年配の男性などが今あまり、来る方は、常連の方はもちろん今もいらっしゃるんですけども、遠くから来る方がちょっと減ったかなとは思っています。町外の方が少し減ったと思います。

(大川委員)

ありがとうございます。確かに、コロナ禍の前と比べると、子どもの姿は随分減ったという気がいたしました。ぜひ、アフターコロナの時期に備えて、いろんな準備等をこれからもよろしく願いたします。

以上です。

(総合図書館長)

ありがとうございます。

(大澤教育長)

ほかにはどうでしょうか。

では、布谷委員。

(布谷委員)

感想ですけれども、毎回とっても魅力的な催しがいっぱいあって、今までの図書館の本を借りて読むみたいなのをすごく脱していると思いますので、感心しています。特に今回夏休みの宿題おたすけブックで帯を子どもたちに工作用にあげるなんてすごくいいと思いますし、あと、みくじですか、おみくじは、どういう内容になっていますか。

(総合図書館長)

内容は、それこそ、大吉とか中吉、小吉というのはあるんですけども、その中に、大吉の内容としては、大人向けだと、四文字熟語みたいなものを入れておいて、今日いつもと違った棚に行くと新しい発見があるかもですとか、癒しを求めて2類の旅行関係のところを見るといいことがあるかもみたいなことで、本の貸出しにつながるような内容にしております。ですので、子どもさんも似たようなことを書いていますので、結構うれしがってやっていただきました。

(布谷委員)

すごく楽しめていいなと思いました。感想です。

(総合図書館長)

ありがとうございます。

(大澤教育長)

ほかにはいかがですか。
小川委員。

(小川委員)

私は「相模線100年の記録」を、ちょうど私、学生のとに通った駅舎だったのだから懐かしいと思って行って見たんですけども、急遽、緊急事態宣言ということでウェブ展示になったんですかね。

(総合図書館長)

そうです。文書館さんのほうはウェブになりました。

(小川委員)

そうですね。家に帰ってじっくり見られたので、逆に落ち着いて家でゆっくり見られたなと思ったんですね、そこで見るよりも。しかも、高齢の母がいるので、図書館になかなか行かれないものですから、一緒に懐かしい写真が見れたりして、大変楽しく拝見させていただきました。

これは、緊急事態宣言ということでウェブ展示になさったので、また、緊急

事態宣言が解除されれば、こういった企画はまた普通に返るということですか、それとも、これからウェブ展示という方法を取っていかれますか。

(総合図書館長)

今回のものに関しては、相模線においてはウェブ展示を急遽やったんですけども、今後は、解除されれば、文書館のほうではまた展示を行うかと思いません。

(小川委員)

ウェブとかという手法は、もうこれからはあまりやらないのでしょうか。

(総合図書館長)

ウェブ展示というのは、時々、文書館さんもやっていたらっしゃいますので、今後とも何かしらは行っていくかと思えます。

(小川委員)

ありがとうございます。

(大澤教育長)

よろしいですか。

(小川委員)

はい。

(大澤教育長)

ほかにはよろしいですか。

それでは、ほかに発言等はないようですので、これで社会教育施設報告を終わります。両館長はここでご退席ください。ご苦労さまでした。

<両館長退席>

6. 委員報告

(大澤教育長)

それでは、次に、委員報告です。教育委員会を代表して出席等をしていただいた会議等の報告があればお願いします。

<「なし」の声>

(大澤教育長)

コロナ禍の中だから、みんな中止とかはないですね。

(大関委員)

なしです。

(大澤教育長)

特にないようですので、委員報告を終わります。

7. 議 事

(大澤教育長)

それでは、これより議事に入ります。本日は、報告、請願、議案がそれぞれ1件提出されております。

まず、「報告第3号専決処分の報告について」、事務局から報告をお願いします。

高橋教育政策課長。

(教育政策課長)

それでは、報告第3号でございます。

報告第3号につきましては、令和3年度寒川町一般会計補正予算(第5号)のうち、教育に関する部分について同意し、それを報告することについて専決処分をしたことのご報告でございます。

本件は、令和3年度寒川町一般会計補正予算(第5号)が追加提出議案として上程されるに当たり、本補正予算案の議案配付日である9月17日までに教育委員会を招集することができなかつたため、専決処分をしたものでございます。

それでは、報告第3号をご覧ください。読み上げをもってご報告とさせていただきます。

報告第3号、専決処分の報告について。

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則(平成15年寒川町教育委員会規則第6号)第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月22日提出。

寒川町教育委員会教育長、大澤文雄。

次に、専決処分書をご覧ください。1枚めくっていただいたものになります。専決処分書。

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則(平成15年寒川町教育委員会規則第6号)第3条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年9月16日。

寒川町教育委員会教育長、大澤文雄。

1、事件名。令和3年度寒川町一般会計補正予算（第5号）について。
2、専決処分の内容。令和3年度寒川町一般会計補正予算（第5号）のうち、教育に関する部分について同意し、これを報告する。

3、専決処分の理由。緊急その他やむを得ない事情により、教育委員会を招集することができなかつたため。

1枚おめくりください。こちらが町長からの依頼文書の写しとなります。

続きまして、次のページをご覧ください。こちらが補正予算（第5号）のうち、教育委員会に関する内容となっております。

このたびの補正予算は歳出のみで、合計で154万5,000円を減額するものでございます。

まず、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、18節負担金、補助及び交付金の269万5,000円の減の関係でございます。

こちらは、本年6月会議に上程した寒川町一般会計補正予算（第2号）において、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、修学旅行交通手段を、小学校については、団体列車での移動の部分をバスでの移動に変更したこと、また、中学校については、新幹線の乗降駅での現地集合、現地解散であったものを、新幹線の乗降駅と学校間の移動についてはバスでの移動に変更したことに伴う負担金として議決されたものでありますが、現在も緊急事態宣言下であることや、今後の感染拡大の影響等を踏まえ、9月から10月までの間に実施を予定していた5小学校及び旭が丘中学校の修学旅行について中止と判断したことから、当該負担金の整理をするものでございます。

なお、寒川中学校及び寒川東中学校につきましては、さきの第4号補正予算において減額済みでございます。

次に、21節補償、補填及び賠償金の115万円でございますが、小学校の修学旅行については、緊急事態宣言期間以外でのキャンセルの申出はキャンセル料が発生し、中学校の修学旅行については、緊急事態宣言に関わらず、いずれの期間においても、申出によるキャンセル料が発生することから、当該条件下でキャンセルを申し出た旭小学校、寒川小学校、一之宮小学校及び旭が丘中学校の修学旅行中止に伴うキャンセル料でございます。

なお、最後のページは町長への報告内容となっております。

補正予算の内容については以上でございます。なお、ご質問につきましては、担当のほうからお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

（大澤教育長）

報告が終わりました。ご質問等はございませんか。

せっかくバス等の補正予算を組んで万全を期したのに、それでも行けませんでした。残念だけでも、やむを得ないです。

よろしいですか。

< 「なし」 の声 >

(大澤教育長)

特に質問等ないようですので、「報告第3号専決処分の報告について」を終了します。

次に、教育委員会に対し、請願が提出されましたので、請願第1号「図書館の運営について」を議題とします。

この請願の内容について、事務局から説明をお願いします。

高橋教育政策課長。

(教育政策課長)

それでは、請願第1号の内容についてご説明申し上げます。

請願者は、住所は請願書記載のとおりでございます。お名前は竹内陽介氏でございます。請願の内容については、請願書に記載のとおり、図書館の運営についてということでもあります。

なお、請願内容として、「既に提出した請願書に内容あり」との記載があり、次のページの請願書というタイトルの書類のことを指しております。こちらにつきましても、今年1月に今回の請願者から提出されたものでございますけれども、ご覧いただいておりますのとおり、ご住所ですとか請願の宛先、また、日付の記載がございません。

寒川町教育委員会の会議規則では、特に請願、陳情についての提出の形式ですとか手続等が定められていないことから、請願法及び寒川町議会会議規則で規定する請願書の記載事項を参考にいたしまして、当時、今回の請願者の方に対しまして、お名前や請願内容のほかに、ご住所や宛先、日付の記載をしていただいた形で改めて提出をいただいて、その上で正式に受理する旨を本年1月の段階でこちらからお話をいたしまして、ご本人からご了解をいただいていたというのが状況、経緯でございます。

その後、本年8月30日に、資料のとおり、請願書が提出されまして、その添付資料として、ただいま申し上げた資料が添付されたということになります。

具体的な請願内容については記載のとおりでありまして、その根拠といたしましては、さらに1枚おめくりいただきますと、右肩に資料①と記載された資料がございます。

請願の内容についてのご説明は以上でございます。

(大澤教育長)

何か質問等はございませんか。よろしいですか。

< 「なし」 の声 >

(大澤教育長)

それでは、次に、請願に対する教育委員会事務局の説明をお願いします。
高橋教育政策課長。

(教育政策課長)

それでは、請願に対する事務局のご説明ということで、少し長くなりますけれども、ご説明申し上げます。

まず、請願事項の確認でございますけれども、請願事項は、寒川町立中央図書館にて、こちらは寒川総合図書館のことだと捉えておりますけれども、マスクをしていないと、マスクをしろと言ってくるのをやめなさいというものでありまして、その根拠としては、「コロナウイルス騒動は、仕掛けられた茶番であり、政府がマスコミを使って恐怖心をあおり、ワクチンを売りつけるために行われていると判断しています」という記載でございます。資料①のように、「厚生省は令和2年11月20日現在ですら、コロナウイルスがウイルスである証拠すら出せていません」というものでございます。

次に、それらに対する教育委員会事務局の取組でございますけれども、まず、取組についてご説明させていただく前に、まずは、請願の根拠として、請願者から示されております、コロナウイルス騒動は仕掛けられた茶番であり、政府がマスコミを使って恐怖心をあおり、ワクチンを売りつけるために行われていると判断していますという点について、私ども、事務局としての見解について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、同法で定める要件に該当する事態が発生したと認めるものとして、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部長、こちらは、法律上、内閣総理大臣がなるものとなっておりますけれども、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしております。

同宣言では、緊急事態の概要として、新型コロナウイルス感染症については、肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、都道府県を越えて感染が拡大し、または蔓延しており、それに伴い、医療提供体制、公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速な蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められるということが示されております。

請願の主訴に係る根拠として、コロナウイルス騒動は仕掛けられた茶番であり、政府がマスコミを使って恐怖心をあおり、ワクチンを売りつけるために行われていると判断しているとありますが、こちらについては、根拠というよりも請願者の個人的な見解を述べたものであると認識しております。

また、添付資料①については、令和2年10月22日付で行われた行政文書の開示請求に対し、新型コロナウイルス対応等審査と並行して処理すべきその他の事務が著しく多忙であり、開示請求対象行政文書の特定及び開示情報該当

性の審査に時間を要することを理由に、開示決定等の期限を延長することとした旨の厚生労働大臣名での通知文書の写しであり、その時点では、新型コロナウイルスが存在することを証明するエビデンスに係る行政文書の開示決定等の期間の延長はしているものの、新型コロナウイルス感染症がウイルスによるものではないということを根拠づけるものではないとさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律に基づき、内閣が制定した政令において、新型コロナウイルス感染症を病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限定すると規定され、また、厚生労働省のホームページでも同様の掲載がなされるとともに、WHO、世界保健機関のホームページにおいても、COVID-19は、こちらは、日本では新型コロナウイルス感染症と呼ばれておりますけれども、SARSコロナウイルス2と呼ばれる新型コロナウイルスによって引き起こされる疾患ですと掲載されており、ウイルスによって引き起こされる疾患であることが示されております。

また、厚生労働省の施設等機関である国立感染症研究所のホームページでは、当該研究所で分離された新型コロナウイルスの電子顕微鏡写真像が掲載されるとともに、東京都の健康安全研究センターのホームページにおいても、当該センターで分離に成功した新型コロナウイルスの電子顕微鏡写真が掲載されていることから、ウイルスの存在については確認されているものと考えております。

実際上のPCR検査は、検査したいウイルスの遺伝子を専用の薬液を用いて増幅させて検出する検査方法であります。PCR検査によって、新型コロナウイルスの感染者が日々判明し、新型コロナウイルスが引き起こす感染症によって、日本をはじめ世界の国々において感染者や死亡者が出ていることは周知の事実でございます。

こうした中、新型インフルエンザ等対策特別措置法では、国の責務として、同法に定める要件に該当する事態が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施することとされていることから、現在の新型コロナウイルス感染症に対する政府の取組は、法律に基づいた感染拡大防止のための対応であるとともに、同法では、地方公共団体についても、同法で規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施する責務を有するとされております。

こうしたことから、町教育委員会では、所管の社会教育施設における新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に加え、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長からの事務連絡に基づき、寒川総合図書館においては、公益社団法人日本図書館協会による、図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを参照し、感染拡大防止に取り組んでおります。

このガイドラインには、まずは人命の尊重を優先し、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐ対応を図った上で、こうした状況の下でも実行できる方法を探

り、図書館の役割を可能な限り果たしていくことを念頭に作成されたものであり、感染拡大予防のための基本の理解として、図書館の施設管理者は、図書館の職員やボランティアなどのほか、来館する利用者への新型コロナウイルス感染拡大を予防するため、最大限の対策を講じるものとされております。

新型コロナウイルス感染症がどのように感染するかにつきましては、厚生労働省のホームページでは、一般的には飛沫感染、接触感染で感染しますと掲載される中、当該ガイドラインでは、図書館の特性に鑑み、密閉、密集、密接のいわゆる三つの密に加えて、接触感染を注視して策定されておりますけれども、そのほか、マスクなしでの会話といった場面でも感染が起きやすいことから、これを避けることなど、自分自身が感染することを回避するとともに、他人に感染させないようにするための措置を取り上げております。

また、接触感染に関しては、図書館内の設備、備品や資料への接触による感染拡大のリスクも考慮しています。

そして、来館者の安全確保のために、実施の必要性を判断する基本的事項、すなわち、接触感染や飛沫感染のリスクに応じた具体的な対策として、施設内での三つの密を避けるよう、短時間の利用の呼びかけや、密集や接触などのリスクを避けるために、必要な動線の確保、来館者や従事者のせきエチケットやマスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底を促すこと、また、不必要な会話や大声を出さないようにするための来館者への注意喚起などの措置が、講ずべき措置として示されております。

こうしたことから、寒川総合図書館は、町外からのご利用者も多いことなども鑑み、何よりも利用者の安全・安心の確保に向けた感染拡大防止のために、当該ガイドラインに基づき、短時間のご利用や手指消毒、マスクを着用していない利用者への着用をお願いをしております。

請願の主訴として、マスクをしていないと、マスクをしろと言ってくるのはやめなさいとありますけれども、日本国憲法における公共の福祉の考え方、すなわち、基本的人権の保障は無制限だという意味ではなく、他人の人権との関係で制約されることがあるという考え方も踏まえまして、新型コロナウイルス感染症に起因する現在の状況下においては、健康上の理由ではない個人的な主義、主張よりもご利用者、図書館職員の安全・安心を考慮することのほうが重要であると考えております。

ただし、健康上の理由でマスクが着用できない方も当然いらっしゃいますので、そのような事情を確認するためにもマスクを着用していない方への図書館スタッフからのお声がけについては引き続き必要であると考えておりまして、今回の請願により、現在の取組を変更することについては考えておりません。

以上が事務局の取組と見解の内容でございます。よろしくお願ひいたします。

(大澤教育長)

請願に対する事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、まず

質問がある方は質問を受け付けます。その後に意見をいただきます。

何か質問のある方はいますか。よろしいですか。

それでは、特に質問がないようですので、採決に当たって各委員からご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、大川委員、いかがでしょうか。

(大川委員)

この方のご意見は伺いました。ただ、寒川にはいろいろな人がいらっしゃいます。ご高齢の方もいらっしゃるし、非常に小さなお子さんもいらっしゃいます。その人たちにコロナの感染拡大のリスクを高めるわけにはいかないと思います。

命や後遺症の問題も非常に大きくなりますので、そういう意味でもマスクの着用、手洗い等、大きな声でしゃべらないということはとても大切なことだろうなと思います。

よって、私はこの請願のご意見には賛同できません。

(大澤教育長)

では、大関委員。

(大関委員)

私の意見としましては、町から依頼を受けている図書館長がマスクの着用を求めると言っているのであれば、マスクをつけるべきだと思います。施設というのはルールの下運営されていると思いますので、マスクをつけてくださいと言うのは妥当だと思っておりますので、この意見に対しては了承できませんというんですか、そういう形でいいですか。

(大澤教育長)

では、布谷委員。

(布谷委員)

私も同じくです。いろいろな人がいて、先ほども言われましたように、この人に身体的な特別な事情がある場合は個別に相談していただいて、それでつけなくていいかもしれませんが、これはちょっと認められないと思います。

(大澤教育長)

それでは、小川委員。

(小川委員)

教育委員会からの文章はウイルスがあるというエビデンスと、それから、公の場での人権の問題ですよね、それぞれ考え方というのはいろいろ人それぞれ

あるということをつかかった上で、ただ、公の場での人権という説明がしっかりなされていると思いました。

健康上の理由でマスクが着用できない場合という考慮も確かに必要ではありますが、この場合は主義主張の理由であるということで、ただ、日本ではあまり今まで問題になっていないですけれども、海外ではマスクを絶対的につけたくないというのがお一人、お二人ではなくて起こっていますので、当然あるだろうとは思っておりました。ただ、ウイルスである以上、公の場で不特定多数の方が、中にはお体に疾患を持った方も、図書館は静かなので、あまり皆さんが飛沫を飛ばさないのという理由で通ってこられる方もいるかと察します。やはりそこでお声がけというのはご理解いただけないかと、やはりご理解をいただくというところが大事なのかなと考えました。

何しろウイルスであるなら飛沫が問題ですから、何かお話しになるときも筆談にさせていただくとか、徹底的に飛沫を飛ばさない方法でやっていただけませんかというの、マスクなしで今のご時世お話しになられると、やはり恐怖心を与えてしまうので、そこはウイルスであるということと、人権という問題でご理解いただくのがいいと思います。ご理解いただく上でも、直接お話しというよりは筆談であったり、文章であったりというやり方で先に進めていくしかないのかなと感じました。

以上です。

(大澤教育長)

ほかにどうでしょうか。言い足りないとかないですか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、私からも意見を申し上げたいと思います。

このたび図書館の運営についてということで、総合図書館においてマスク着用の声がけをしないようにという趣旨の請願が教育委員会に対してなされました。先ほど事務局からも説明等があったとおり、現在は国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれ等があるということで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が出されている状況です。

地方公共団体については同法で規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に関わる新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施する責務を有するとされていることから、寒川総合図書館では政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを参照し、感染拡大防止に取り組んでおります。

今回の請願はマスクの着用に関するものでありますが、ガイドラインではマスクなしでの会話といった場面でも感染が起きやすいことから、これを避けることなど、自分自身が感染することを回避するとともに、他者に感染させないようにするための措置を取り上げており、総合図書館においてもマスクを着用していない利用者へ着用をお願いをしております。

また、図書館スタッフからのマスク着用の声がけは、健康上の理由でマスク

が着用できないといった事情を確認する目的で行っているものでもあることから妥当性があると判断しますので、今回の請願については採択すべき内容ではないと考えております。

以上です。

ほかに意見等ございませんか。よろしいですか。

それでは、一通り意見が出そろいましたので、本請願の採択について決を採りたいと思います。

まず、採択することに賛成の委員は挙手をお願いします。

<委員挙手 確認>

(大澤教育長)

なしですね。

では、採択することに反対の委員は挙手をお願いします。

<委員挙手 確認>

(大澤教育長)

それでは、採択に賛成はゼロ、採択に反対は5人でした。よって、本請願は不採択ということによろしいでしょうか。

<「はい」の声>

(大澤教育長)

ご異議がありませんので、請願第1号図書館の運営については不採択といたします。

次に、「議案第15号第2次寒川町教育振興基本計画について」を審議いたします。

事務局から提案説明をお願いします。

高橋教育政策課長。

(教育政策課長)

それでは、議案第15号をご覧ください。読み上げをもってご提案とさせていただきます。

第2次寒川町教育振興基本計画について。第2次寒川町教育振興基本計画について、別紙のとおり提案する。令和3年9月22日提出。寒川町教育委員会教育長、大澤文雄。

提案理由。教育基本法第17条第2項に基づく本町の教育振興のための施策に関する基本計画を定める必要があるため提案する。

それでは、第2次寒川町教育振興基本計画案についてご説明いたします。本

計画の策定に当たりましては、これまで教育委員会、調査研究会や5月の教育委員会定例会で協議を行うとともに、パブリックコメント欄の協議については6月の定例会で、また、その実施結果については8月の定例会でそれぞれ協議を行ってきたところでございます。

今回、議案第15号として本計画案をご提案させていただいておりますが、その内容につきまして、本年9月1日に開催をされました、町議会9月会議の文教福祉常任委員会協議会においていただいたご意見に基づき、一部修正を図っておりますので、その内容についてご説明いたします。

めくっていただいて、新旧対照表をご覧ください。17ページに記載があります、情報モラル教育の充実の関係でございまして、パブリックコメントでは「携帯電話、スマートフォン、SNS」としている部分を、ハードとソフトの問題として別扱いするべきといったご意見がございまして、それに基づいて新旧対照表の旧の欄の記載のとおり修正を図ったところでございますけれども、文教福祉常任委員会協議会におきまして、「SNSはサービスであって、ソフトウェアという文言を追加することには少し違和感がある」といったご意見をいただいたことから、その部分について再検討を行うことといたしました。

結論といたしましては、新旧対照表の新しい欄に記載のとおり、SNSの後に追加を一旦いたしました、「といったソフトウェア」という文言を取るという形で最終的な計画案とさせていただきます。

本日はこの計画案について、最終的にご確認等をしていただきまして、計画書として確定、完成等をしてまいりたいと考えております。

ご説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

(大澤教育長)

「ハードウェアやSNSといったソフトウェア」の、「といったソフトウェア」のところを削除ですね。ということで説明が終わりました。何か質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

<「はい」の声>

(大澤教育長)

特に発言等ないようですので、議案第15号、第2次寒川町教育振興基本計画については原案のとおりでよろしいでしょうか。

<「はい」の声>

(大澤教育長)

異議なしですね。

それでは、本議案は原案のとおり決めます。

以上で議事を終わります。

8. 協 議

(大澤教育長)

次に協議に移ります。

案件は1件です。「学校給食費の公会計化について」の協議をいたします。
事務局から説明をお願いします。水越教育施設給食課長。

(教育施設給食課長)

資料3をご覧ください。

給食費の公会計化ということで、現在、各小学校、中学校で給食費についてはいわゆる私会計で、学校で集めて、そして、学校で出納管理をしてということでやっておりますが、2ページ目以降の資料ですけれども、ガイドラインが出ておりまして、いわゆる公会計化、町でいうところの一般会計等に組み入れて、学校ではなく行政側で集金といった管理をしていこうという流れがございまして、折しも給食センターができるというところに合わせまして、後ほどスケジュールはご案内いたしますけれども、令和5年度から公会計化に移行しようと考えております。

ついでには、その効果ということで、資料3の1ページ目に挙げていますけれども、交付金に関する透明性ということで、現在は不透明かということ、しっかりと各学校で取り組んでいらっしゃるけれども、ただ、1番の部分で、公的な管理者というのが実は現状だと曖昧なんです。例えば滞納がありました、そのときに誰の名前で催告するのか、実務上は校長先生であったり、担任の先生が催告をしていらっしゃるけれども、例えばこれを裁判に持っていくといったときに、寒川町長になるのか、教育長になるのか、学校長になるのか、ちょっと不明確な部分があるといったところですか、ここに書いてあるような、学校における現金管理というの、多くの方は振込でやっていらっしゃるけど、少なからず現金管理があったりということです。

それから、2つ目の四角囲みですと、住民の利便性ということで、今、金融口座から任意の引き落としという形になっていますので、実は給食費には引落手数料が入っております。その分目減りしているということになります。それから、滞納対策になりますが、支払方法が口座引落ですか任意のお支払いによらず、あくまでも任意ですけれども、ここに書いてありますが、児童手当等からも引き落としとさせていただきますということが、申し出ていただければそこから自動的にということで、1回新しく入学されると、給食費払い用の口座を作って、ふだん使っていない口座になっちゃいます。そこがいつの間にか空になっているところも、その気遣いがなくなるだろうということでもあります。

それから、3つ目の四角としましては、学校教職員の事務の省力化ということで、本来、教員免許の要らないような事務をおやりになっていただいている部分もありますので、そこを解消することによって、児童・生徒と向き合う時

間が増えるのではないかとということで考えております。

2 ページ目以降は文科省のほうで出しているガイドラインで、課題ですとか、その効果の部分。こちらのガイドラインでは教員の業務負担の軽減というのが1 番に挙げていますけれども、それ以外にも今ご紹介しましたような効果があるので、ぜひともやっていきたいというところがございます。

いずれにしても、給食センターになりますと食材の発注も一括になりますので、これに合わせて公会計化を進めていくということで、最後のページ、A 3 についているかと思えますけれども、スケジュールでございます。今日、ご協議いただいて、その結果を基に進めていきまして、町内調整等をやっていきますけれども、条例等を令和4 年度に改正して、これは条例化しないと公会計化できませんので、条例の改正と、それから関係課との調整等々をします。

また、給食費の徴収マニュアルというの、徴収自体は教育委員会が行うんですけれども、もろもろ変更がございますので、そういった変更を進める。それから、一番下の物資の調達というの、方法を変えていきたいと考えていまして、3 年度中に準備をして、4 年度中に手続等々をこなしまして、5 年度からスタートしたいと考えております。

以上でございます。

ちなみに、現在の状況ですけれども、今のところは約半々です。既に実施しているのが1 1 団体で、検討中が6 団体で1 7、それから未実施が1 6 団体ということでございます。寒川町は検討中に分類しておりまして、大体、都市のほうは実施済みで、町村が遅れている状況でございます。

以上です。

(大澤教育長)

説明が終わりました。ただいまの説明に対して何か質問とか意見等ある方いませんか。

布谷委員。

(布谷委員)

これが本当に実現したら、先ほど言ったように教員も時間を割くことなく、管理職も取立てに回ることもなくいいのではないかと思います。実際にどうなんでしょうか、払わない人たちも出てきますか。

(教育施設給食課長)

現在も滞納者はゼロではございません。ただ、件数、人数でいうと限られているんですけれども、その公会計化と合わせて収納方法の見直しというか、なるべく公平性、公正性というの、高めていきたいと思えます。それにはいろいろ立法的なテクニック等がありますので、そこら辺もうまく使います。

とは言いましても、当然、支払いが困難、難しい保護者の方に関しては、当然、公的な支援制度がありますので、特に過度な負担にならないような形で

きると思いますので、払える方は払っていただき、払い難い方はそれなりの支援が平等に行きますので、皆さんがきちんと払えるという形になる方向でやっています。

(布谷委員)

そうした支援をきちんと充当できるとよいと思います。

(教育施設給食課長)

それは当然任意です。

(布谷委員)

任意ですね。

(教育施設給食課長)

当然、個々の制限等ありますので、積極的に任意で求められる部分はやってご理解いただけるような形です。

(布谷委員)

お願いします。

(教育施設給食課長)

法的に進められる部分についてはです。

(布谷委員)

ありがとうございます。

(大澤教育長)

高橋教育政策課長。

(教育政策課長)

支援という意味では就学援助費等で給食費を支援するというのも現実に行っておりますが、これは自治体によっては現物給付という形で、やり方として、今は本当に一旦給食費を納めていただいて、後から就学援助という形で、給食費に相当する金額をまたこちらからお支払いするということがあるんですが、現物給付というのはそういうお金の動きなしに、給食は子どもたちに食べていただくということを国も推奨しておりますので、この公会計化に合わせてそこのところも検討することで、いろいろ意味でいい制度になればいいかなと思っております。合わせて検討したいと思います。

(大澤教育長)

大川委員、中学校はどうなんですか。

(大川委員)

中学校は牛乳給食なので、今まで先輩の小学校の先生方から伺っている話ほどではないのですが、テレビ、マスコミ等を見ていると、給食費の徴収というのは本当に大変だと思っています。そういう意味で、先生方、学校の負担を軽減して、子どもたちに向き合う時間をできるだけ増やしていくという意味で、今回の制度はやっていただくほうがいいのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(大澤教育長)

中学校もセンターができて牛乳だけじゃなくて給食が出ると月に4,000円とか5,000円集金するようになりますので、先生方はその点助かります。小川委員。

(小川委員)

本当に今までは指定の金融口座をふだん使っていませんでしたので、何か1年ぐらいたってから、ちょっと待ってと慌てて確認に行つてすごく青くなったときがありました。PTA会長をやっていたときも、PTA会長未払いとなつてしまいますので慌てて飛んでいった記憶がありまして、常に気をつけていないといけませんので、利便性の向上というのは非常に助かると保護者的には思いました。

(大澤教育長)

大関委員どうですか。

(大関委員)

こういうことはやったほうがいいと思います。本当に家庭も楽になるし、学校も楽になるならいいと思います。

(大澤教育長)

全ての教育委員も前向きに捉えておりますので、このA判の表も、随分まとめるのは大変だったのではないですか。

(教育施設給食課長)

これでやっとスタートですので、これからまた書いたことをやっていかないとけないです。

(大澤教育長)

これは教育委員会の決議が令和4年度の10月の予定ですね。

(教育施設給食課長)

そうです、最終的には。また、適宜ご報告、相談してまいりますけれども、最終的にはまた教育委員会にお諮りしたいと思っていますところです。

(大澤教育長)

ほかにご意見等どうですか。よろしいですか。

<「はい」の声>

(大澤教育長)

ほかにはないので、学校給食費の公会計化についての協議を終了します。

9. その他

(大澤教育長)

それでは、その他に移ります。本日は事務局から1件報告がございます。

それでは、「寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケートについて」の報告をお願いします。

教育政策課専任主幹。

(教育政策課兼学校教育課専任主幹)

寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケートについてご報告させていただきたいと思います。資料番号は4番になります。

令和3年3月に寒川町公共施設再編計画が策定されまして、それをより具体化していく中で、今後、学校施設等についても検討していくことが2年を目安に計画されておるところでございます。そこで、今回のアンケートの名称にもありますが、そういった検討を進める中で、やはり子どもたちに焦点を当てながら、「めざすべき望ましい教育環境」という部分で、数ありきというお話ではなく、そういった環境面に焦点化しながら進めていきたいと思っておるところでございます。そうした中で、学校というのは地域に根差したものでありますし、そういったところで町民の意向を把握しながら検討を進めるべきと考えているところです。

本来であれば、計画としまして、事務局では直接的に懇談会等を開いて、町民からの、また、保護者と職員の皆様の意向の把握に努めてまいりたいと思っていたところなのですが、先般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、直接、膝を突き合わせての懇談会というのはなかなか困難であるということで、このたび、アンケートを実施したいということで、代替措置としての

部分でございます。

実施要綱にありますとおり、対象としましては保護者、実際には家庭数になりますので、この3,837名よりは実際少なくなると思いますが、それと教職員、これは県費教職員全員ということで、これは学校経由でアンケートを実施したいと考えております。また、一般町民は無作為抽出という形で、未就学のお子さんをお持ちの方も含めまして1,500人というところで、これについては郵送ということで、計5,567人を対象に実施を考えておるところでございます。

実際に今も準備を進めておるところなのですが、学校経由で調査をする保護者教職員の約4,000名の部分については、もう準備が全て整ったところです。残りの一般町民の1,500人の部分について、今、印刷を終えまして、丁合い作業、今後、封入作業ということで行っていきたくと思います。注文どおり10月1日に学校または町民の皆様へ発送という形で考えておるところです。

資料の2枚目に移りますが、こちらは保護者、教職員の皆様へとなっておりますが、町民の皆様へというところも同じような文面となっております。やはりアンケートを実施するに当たって、公共施設再編計画が策定されていますので、その内容についてもやはりご理解をというところで、記載をさせていただいております。

また、教育長のご意向もありまして、いつぐらいにこういった適正化に関わるものがなされていくのか、具体的に示すべきというところで、再編計画にもありますおおよそ40年後に向けたというような文言を記載させていただいているところです。

2枚目の裏面については、先ほどの実施要項とほぼ同じ内容となっております。

3枚目からはアンケートの中身となっておりますが、アンケートについては冊子形式にさせていただいております。また、回答用紙と質問用紙が別々になりますと、間違えて記載される方もいらっしゃるのでは、一体型で作成をさせていただいております。また、集計を迅速かつ効率よく進めるために、特殊のアプリケーションを使いまして、マークシートでの読み込みができるような形に作り上げておるところです。今、お持ちいただいている資料のほうは保護者、教職員向けのバージョンとなっておりますが、町民向けのバージョンも中身は基本的には一緒になっています。1ページ目の部分で、提出方法とかが多少異なりますので、その点が若干異なるぐらいで、ほぼ同じとお考えいただければと思います。

1ページ目にあります回答者のことについてということで、問1から問4をまず設定させていただいております。こちらのほうは、結果集計、分析の際に、具体的にどういった年代の方がどのようにお考えなのかとか、例えばどういった学区の方はどういう傾向にあるのかということが集計後に分かるような形にするために、そういった問いを作らせていただいております。適正化について

は、場合によっては統合ということもあり得ますので、そういったところで、特に関係する小中学校というところではどういった意識をお持ちなのかを特定するところでは非常に大事なかなと思っております。

また、学区というところは、基本的には保護者、教職員については選択できるようになっておりますが、2ページ目、3ページ目にありますとおり、一般の町民の皆様にとっては、自分がお住まいの学区がどちらになっているのかというのが不明確な方もいらっしゃるかもしれませんし、転入されて間もない保護者の方においては、例えば小学校に通学されているお子さんで、中学校はどちらの学区なのか、まだ不明確な方もいらっしゃるかもしれないので、早見表という形で、住所からどの学校になるというような形で分かりやすく作らせていただいております。

4ページ目は、大まかな町立学校の配置図ですとか、現状の児童生徒数、学級数などの参考にとということで掲載させていただいております。

続きまして、5ページからになります。ここからアンケートの本題に入っていくところでございます。小中学校における望ましい学校教育についてということで、問5から設定させていただいております。数ありきではないというところで申し上げたとおり、最初に目指す子どもの将来の姿というものを問いとして付けさせていただいたのと、また、問6のほうでは、目的に対しての手段、どういったことを取り組んでいってほしいかという町民、保護者、教職員の皆さんの意向を、選択肢として、近年、国等で先進的な部分で言われている部分の内容を掲載させていただいております。専門用語がどうしても入りがちになりますので、注をつけさせていただいております。この問5と問6については4択式の形で、広くそれぞれの取組や姿についてどういった意識、どういった意向があるのかというのを取らせていただきたいと思います。

続いて、6ページのところからは、さらに規模等についての具体的な内容の問いになってまいります。小学校、中学校で別々に分けまして、それぞれ1学級当たりの児童生徒数について、どの程度が望ましいと考えているかというのを聞いてまいりたいと思います。こういった部分は、どういった学校を目指していくのかというところで、昨今、国でも、資料の1にも掲載されておりますけれども、法改正によりまして、小学校が順次35人学級になってまいりますので、そういった部分で、寒川として今後、35人学級、国のそのまま進んでくのか、さらに推し進めていくのかとか、そういった部分を含めて、町民の皆さんの適正化というところで、単に統合とかそういった話だけでなく、よりよい子どもたちの環境を目指そうというところで、検討していく上での資料にしていきたいなと思っております。

一般の方にとっては、具体的にどの程度がいいかとお迷いになる方もいらっしゃるかもしれませんので、そういったところで、参考の1、2、3に掲載させていただいている1学級の人数についての国の考え方や資料等、客観的なデータの部分を載せさせていただいております。また、同じように町内の小中学校

での現在の平均の人数といった部分も載せさせていただいております。

さらに、7ページにあります、今度は1学年当たりの学級数、これは学校規模に相当する部分になっておるところだと思いますが、小学校、中学校も分けさせていただきながら、学校規模についての問いをつけさせていただいています。これについては、適正化の規模というところでかなり関係してくるところですので、資料としても参考の1から4ということでちょっと多くなってしまっていますが、そういう部分で、直接、十分お話ができない中ですので、こういった説明というのは参考資料として載せなければいけないと。それぞれ公平に、ディテールと課題という両面のところで、参考の3、4で載せさせていただいていますし、どうしても小規模になってしまうと、課題のほうが多くなってしまいます。これは意図的に利点と課題の数を操作して同じにするということ、また恣意的な部分も出てきてしまいますので、国で示されている手引がございまして、手引のありのままに載せさせていただいているところで、数も差異があるということになっています。これについては、単純な何学級だけでなく、それに対しての理由も9ページのほうでご説明として載せさせていただいております。

こういった部分で、10ページについても、中学校ということで、同じような形で問いを設定してあります。

また、11ページのほうに移りまして、ここでは今後、検討を検討委員会のほうで進めていくわけですが、その際にどういったところに配慮してもらいたいかなというような配慮事項、これも小学校、中学校で発達段階に応じて多少変わってくる部分もありますと予想されますので、こういったところもこれを機にお伺いしたいなと思っております。

最後に12ページ目で、問19のほうでは自由記述ということで、様々な意見がご記入いただけるような配慮をさせていただいております。

このアンケートを実施するに当たりましては、アンケートだけではないのですが、実は県内でもこういった適正化に関する検討を進めている自治体もございまして、好事例の部分をお探しておりました。その中で、茨城県日立市、また、その日立市の前に参考になった小美玉市、これも茨城県なのですが、こういったスムーズに適正化が行われた自治体さんの好事例を参考にさせていただいて、そのアンケートをベースに、寒川の実態に応じて作成させていただいたと。この作成に当たっては、本当に検討に検討に検討を重ねて、本当にいろいろ設問の種類、問い方、選択肢の中身ですとか、配置ですとか、そういった部分を全て考えながら作らせていただいているところでございます。

今回は、こういったことを実施するということだけご理解いただければと思っております。また、10月の中旬、下旬頃に回収しまして、順次集計をします。その結果が出てきましたらご報告申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(大澤教育長)

このアンケートを作成するのに一番悩んだところはどこですか。

(教育政策課兼学校教育課専任主幹)

一番悩んだところは、やはり一番は学校の規模に関するところだと思います。こちらのほうは、適正化というところでもかなり大きく関係してくるところですので、ここは慎重に、公平性、公正性を保っていきながら、しっかり設問を作らなければいけないというところで、資料等も悩んだところかなと考えております。

(大澤教育長)

文字の大きさは、この大きさですか。

(教育政策課兼学校教育課専任主幹)

どうしても申し訳ございません。これでもかなり工夫はさせていただいたところでもございまして、単純にソフトウェア、アプリケーションがあるんですけども、それだけで作ると、文字の装飾はあまりできなくて、これでもかなり大きさとかフォントも変わっているんですけども、それで1回作ったものをさらにPDF化したものにさらに手を加えているという形で、かなり手の込んだような形には、これでもしたつもりでございます。

(大澤教育長)

今、大分丁寧に説明がありましたけれども、何か質問とか意見とかございませんか。

小川委員。

(小川委員)

本当にこれを作成していただくこと、大変だったと思いますけれども、メリットやデメリットに関しても考えられて載せられていると思いましたし、これから適正化について検討する委員会が立ち上がるという意味では、このような資料があって参考にできると、町民の方たちの意見に寄り添える形に少しでも持っていけるのかなと思いました。

(大澤教育長)

黄木専任主幹。

(教育政策課兼学校教育課専任主幹)

ここのアンケートのほうを把握しながら、検討委員会を進めてまいりたいと思いますし、このアンケートだけではなくて、今後、コロナウイルス感染症の拡大状況にもよりますが、節々で住民の皆様、町民の皆様にご説明する機会と

いうのは複数回持っていかねばいけないということで、今のところ計画は、直接の部分ですけれども、しておるところでございます。

以上でございます。

(大澤教育長)

ほかにどうでしょう。

大川委員。

(大川委員)

これ、1学級の人数は国の基準で40以下と考えておられますか。

(大澤教育長)

いろいろなバリエーションはあるんでしょう。

(教育政策課兼学校教育課専任主幹)

はい。これは順次、小学校については35人になっていきますので、まだ途中の過程ですので、40人の学年もありますけれども、基本的には国で35人ということなので、35人については特に異論はないのかなというところですね。ただ、場合によって、40人が本当はよかったんだという方もいらっしゃるかもしれないので、一応、選択肢として残しておりますが、現状、そういった部分もありますので、ただ、他の自治体の例で、実はこの適正化というのは規模が小さくなってくというマイナス的な発想に陥りがちなのですが、これを機に、逆に子どもにいい環境にしていくというところで、超少人数学級、30人学級に、その市町村独自にやっているところもあるんですね。そういったところで、ピンチをチャンスにではないですけれども、そういった前向きな形でぜひ進めていきたいなと考えております。

以上です。

(大澤教育長)

ほかにどうでしょう。

大関委員。

(大関委員)

質問とかはないんですけれども、自分がこのアンケートをやったら4つには選べないなというのが正直、かなり選べないなというのがあります。といいますのは、学級数を選んで、それに当てはまるとなると、みんな該当すると思っ、どうしようかなというふうに考えていました。質問というよりも、そういうふうなことを今、考えていました。

(大澤教育長)

黄木専任主幹。

(教育政策課兼学校教育課専任主幹)

おっしゃるとおりで、我々も作っていて、非常にどれも大事ななという感想を持っておるんですが、そういう部分で、どうしても何かしら差をつけて意向を知りたいという部分については、どうしても3つとか4つというように制限をつけさせていただいています。大きな差がはっきりと出てこないと参考にならないという部分も出てくる設問については、そういった意向で作らせていただいているということをご理解いただけるとありがたいかなと思っております。

以上でございます。

(大関委員)

頑張ってお選びます。

(大澤教育長)

布谷委員、どうですか。

(布谷委員)

一般の保護者が読んだときに理解するのも結構大変だと思います。大変勉強になるけれども、簡略化できるところは、なるべくした方がよいと思います。また、大関委員の言われたとおり問10のようにたくさんの選択肢の中から4つを選ぶというのは、どれにするか迷い、なかなか難しいと思いました。

(大澤教育長)

黄木専任主幹。

(教育政策課兼学校教育課専任主幹)

我々も本当におっしゃるとおりでございまして、教育者の視点だけで見ると、ついこれは当たり前という形ですうっと読んでしまうんですが、一般の町民の方も、場合によっては保護者でなくて、お子さんがいらっしゃるような方もお答えいただく場合もあるかもしれないので、そういったところで、なるべく簡易的にできる限りとは思って作ってはいたのですが、それでそいだ部分はかなりあるのですが、これ以上はなかなか難しい、特に問9のあたり、参考1、2、3、4というボリュームが非常に多かったです、非常に迷うところはあったんですけども、ただ、どうしてもこれがないと厳しいかなという部分ですとか、設問の数、選択肢の数というところで、どうしてもこれは聞かなければいけないかなというところで、何とか配慮した中での最低限というところでさせていただいて、様々な関係課、こういった部分を所管している担当課がございまして、専門の方に見ていただきながら、一応、

こういった形でかなりの検討は重ねて行っているところで、我々も通常、こういったことを頻繁にやっているものではないので、不慣れなところはあるのですが、取りあえず作らせていただいたというところでご理解いただければということでございます。

(大澤教育長)

高橋政策課長。

(教育政策課長)

私は教員ではないので、どちらかというところ、保護者目線で検討いたしましたけれども、注も教員である黄木専任主幹が作っていました原案については本当に教員の方らしく専門的な内容なのですけれども、私のような教員でもない保護者的な立場から言うと、ちょっと難しいところがありますので、思い切って取りましようとか、そういう意見を言ったり、参考の1から4もかなりボリュームがある形をつけているのですけれども、関係各課との協議の中では、まず、こういうものをしっかり別刷りにして読んでもらった上で答えてもらうべきじゃないかという意見も実際にはあったんです。そうすると、それを読んだだけで嫌になっちゃうところなのですが、ただ、それもなしに答えるのも難しいし、的が外れてしまうということもあって、なるべく何を聞くのかという質問がまずある中で、参考的な解説がありますよということを知っていただく、そういった工夫はさせていただきましたので、ぱっと見ると、文字が多くてなかなかプレッシャーといただきますか、受け取った方はすごく大変そうだなという印象を受けると思うのですけれども、そんな中でも、できるだけ多くの方に的確に答えていただきたいという部分で、工夫については我々としてはかなりさせていただいたということでもありますので、よろしく願い申し上げます。

(大澤教育長)

小川委員。

(小川委員)

参考がついていることで、アンケートを答えるために読むことで、今の教育の内容というんですか、こんなふうになっていたのか、こういう言葉ができていいのかというふうな、私がもし保護者だったら、ああそうか、今の教育ってそうなんだなと腑に落ちるところもあると思います。今、教育委員だから、新聞を読んだり、いろいろな専門用語を勉強したりしてはいますけれども、それを知らない場合には、これを読んだだけで、大分重要なところが分かるかなという気はしました。勉強になると思います。

(大澤教育長)

黄木専任主幹。

(教育政策課兼学校教育課専任主幹)

実は小川委員がおっしゃっているとおりで、学校の適正化というところで、これについては行っていかなければならないものなのですが、これを機に、町民の皆様は寒川町の教育を共に考えていくという風を吹かせるというような、そういうことも実は裏にはあるところですよ。ですので、抽出ですので、町民の皆様全員にはなかなか行きませんが、それでも5,500人というところで、できる限りの数をそういう部分で入れていただいて、今後、いろいろな懇談会とか地区で聞けると思いますが、その際にいろいろなご意見を出しながら、共に考えていけるような、そういった流れをつくっていただければなと思っています。

以上です。

(大澤教育長)

ほかにはよろしいですか。

大川委員。

(大川委員)

本当に難しいところはあるかもしれないけれども、よく作られているなと思いました。あと、これは小学校は小学校、中学校は中学校で考えているんですよ。例えば小中一貫みたいなイメージというか、そういうのは今ここには入れていないということでもよろしいですか。

(大澤教育長)

黄木専任主幹。

(教育政策課兼学校教育課専任主幹)

小中一貫というところは、実は全く入れていないわけではなくて、多少、それにつながるようなところで、問6の設問17というところで、義務教育9年間を見通した教育活動ができるよう、小学校と中学校の連携をさらに推進すると。小中一貫という教育用語を使ってしまうと、分かりづらくなってしまって、ただでさえちょっと多くなってしまうので、こういった軟らかい言い方で、その取組というところで、小中一貫については17番で意識をさせていただいているところで、ぜひ取り組んでほしいという部分が多ければ、そういった意向がある、ぜひ進めるべきというところでのエビデンスにもなると思いますし、ただ、場合によってそうでなかったとしても、検討委員会のほうで、これは今後、寒川町として進めるべきということであれば、そういった議論を基に、そういった流れを進める可能性もあるかなというふうに捉えております。可能性としては、小中一貫、十分、様々な自治体でも取り沙汰されているところなので、そういう部分も可能性としては入ってくると思っています。

(大川委員)

どうもありがとうございました。

(大澤教育長)

ほかによろしいですか。

ベストというのはどういうものかというのは、いろいろ議論もあると思いますが、今考えられるよりよいものをここで作成して、アンケートを取るということで、皆さんにご理解をいただければと思います。

また、適正化計画等の進捗状況等については、その都度、この会でもまた報告してもらうようになると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、ほかに関言等ございませんか。よろしいですか。

それでは、特に発言がないようですので、「寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケートについて」の報告を終わります。

これでその他を終わります。

10. 閉 会

(大澤教育長)

以上で本日の日程は全て終了しました。

ここで、次回定例会の期日を決めたいと思います。次回は、10月20日水曜日、午後1時30分から、場所は本日と同じ役場東分庁舎第3会議室において開催ということはいかがでしょうか。

< 「はい」 の声 >

(大澤教育長)

それでは、次回の定例会は10月20日水曜日、午後1時30分から、こちらの東分庁舎第3会議室において開催いたします。

これをもちまして、寒川町教育委員会9月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。